

# 山梨県公報

第二千六百四十一号

平成二十八年

十月六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 県営土地改良事業の完了……………八三三
- 道路の区域変更(二件)……………八三三
- 道路の供用開始……………八三四
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………八三四
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………八三四
- 平成二十八年年度山梨県准看護師試験の実施……………八三四
- 公共測量の実施……………八三五
- 開発行為に関する工事の完了について……………八三五
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………八三五
- 人事委員会……………八三六
- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報……………八三六
- 取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………八三六
- 公安委員会……………八三六
- 落札者の決定について……………八三六

## 告示

### 山梨県告示第三百二十一号

県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業富士吉田北部地区)の工事は、平成二十六年五月二十一日をもって完了した。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後藤 齋

### 山梨県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日影笹子線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
大月市笹子町黒野田字狩屋野一三九番二地先から 大月市笹子町黒野田字天庭二四〇番一地先まで	旧	七・〇	一〇・五	七七・四	七七・四
	新	七・〇	一八・一		

### 山梨県告示第三百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
富士吉田市上暮地一丁目三二八九番七地先から 富士吉田市上暮地字米倉四五八三番一地先まで	旧	五・〇	八三・〇	七九五・五	六八二・八
	新	五・〇	八三・〇		

一一・五  
七五・六  
七九五・五

山梨県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	都留道志線	都留市上谷官有無番地先から 都留市上谷三丁目六七番一地先 まで	三九・三	平成二十八 年十月六日

山梨県告示第三百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十八年九月二十七日
- 二 指定道路の位置 韮崎市龍岡町若尾新田字古川端千二百番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十六・四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人ラクーダ
  - 2 代表者の氏名 関戸元彦
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市秋山五千五百八十七番地
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、社会的弱者、特に高齢者及び障害者を含む広く一般市民を対象とした看護、介護等の社会福祉に関する事業を行い、馴染みのある地域で安心して暮らせる社会環境の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年九月二十八日から同年十一月二十七日まで

● 平成二十八年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十八年年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時 平成二十九年二月十九日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験方法 筆記試験
- 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目
- 五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 六 提出書類
  - 1 受験願書
  - 2 履歴書
  - 3 受験資格を有することを証明する書類
  - 4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートル、横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚
  - 七 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験し

なかつた場合でも還付しない。

八 受験願書の配布期間及び配布場所

1 配布期間 平成二十八年十一月七日(月)から同月十八日(金)までの山梨県の  
休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前  
九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、  
封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円分の切手を貼り付けた  
宛先明記の返信用封筒(角形二号)を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛  
てに同月十八日(金)までに到達するように送付すること。

2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先 八の2に掲げる場所

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

3 受付期間 平成二十八年十二月十二日(月)及び同月十三日(火)の各日の午前  
九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送す  
る場合は、同月十二日(月)又は同月十三日(火)の消印のあるものを有効とする。

十 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五―二三三  
―一四八四)に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により中央市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

二 測量の地域 中央市全域

三 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月十七日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市石和町唐柏字池田四百四十二の一

の一部、四百四十二の二の一部、四百四十三、四百四十四、四百四十五の一部、  
四百四十五の二、四百四十五の四の一部、四百五十六の一、四百五十六の二、四百五  
十六の三、四百五十六の四、四百五十七、四百五十八、四百六十の一、四百六十一の  
一、四百六十二、四百六十三、四百六十四、四百六十五及び四百六十六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市中央二丁目十四番六号 株式会社小野  
石材店 代表取締役 小野元嗣

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 上野原市上野原字上野三千八百八十一の二  
の一部、三千九百九十三の一の一部、三千九百九十三の三の一部、三千九百九十四の一の  
一部、三千九百九十四の二、三千九百九十四の三の一部、三千九百九十四の四の一部、三千  
九百九十四の五、三千九百九十五の一、三千九百九十五の二、三千九百九十五の三、三千九  
百九十六の一部、三千九百九十八の一の一部、三千九百九十八の二、三千九百九十九の一部、三千  
二百四の一、三千二百四の二、三千二百四の三、三千二百四の四、三千二百四の五、  
三千二百四の六、三千二百五の一、三千二百五の二、三千二百五の三、三千二百六の  
一、三千二百六の四、三千二百八の一、三千二百八の二、三千二百九の二、三千二  
百九の三、三千二百九の四、三千二百九の五、三千二百十一の一の一部、三千二百十  
一の二及び道の一部の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び上野原  
市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原  
市長 江口英雄

人事委員会

山梨県人事委員会告示第二号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月六日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

警察官採用選考	同右	同右
---------	----	----

警察官採用選考	同右	同右
職員採用選考（航空整備士）	同右	同右
職員採用選考（言語聴覚士）	同右	同右

に改める。

同右	同右	同右
----	----	----

附則

この告示は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年十月六日

山梨県警察本部長 近 藤 知 尚

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 放置駐車違反管理システム

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部交通部交通指導課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年九月二十一日

四 落札者の名称及び住所

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

(二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 一億六千八百三十一万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成二十八年八月八日